○国土交通省告示第百八十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年三月十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣
- 第2 事業の種類 一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工 事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県今立郡池田町松ケ谷22字後口山、23字田ノ上、24字地原、74字 北原及び75字藤九郎並びに小畑1字知原、5字岩立、6字大畑、7字堂ノ下、8字宮 ノ谷、9字下村、10字掛ケ坂、17字小綱谷口、26字的場、27字白粟坂、28字大平、29 字深谷、30字天八、31字振袖、33字井ノ口、34字水口谷、59字白粟平、60字天八滝之 谷、66字水口小綱谷及び67字北宮ノ谷並びに下荒谷58字万蔵谷及び77字ヱボシ谷山並 びに千代谷1字深谷、2字深谷口、3字深谷奥、4字藤原、5字荒三郎、6字吉念洞、 7字熨斗山口、8字熨斗山、9字天八、10字清水端、11字北開地、12字下荒谷口、13 字猿渡、14字水無口、15字村下、16字村上、17字熊平、18字橋向、19字笹ケ瀬口、20 字笹ケ瀬、21字上平、22字壁鼻、23字鳥越、24字鳥越平、25字流田口、26字流田、27 字魚目洞、28字刈ケ谷口、29字刈ケ谷中、31字山茨菰谷、32字天下平、33字小部子口、 39字スバリ、40字入谷口、41字入谷、48字コテ平口、49字コテ平、51字大谷、70字東 深谷、71字藤原荒三郎、72字火坪熨斗山、73字滝ケ谷鳥越、74字吹ケ谷、75字流田刈 ケ谷、76字天八北ケ地、77字荒谷山倉ケ谷、78字水無口平、79字村ノ下大本山、80字 大本口、81字上平小部子口、83字槙ケ洞小部子口及び84字スバリイジ谷堂谷並びに大 本1字坪淵、2字小中瀬口、3字中瀬口、4字中瀬、5字赤岩、6字荒坂口、7字丸 谷口、8字琵琶首、9字ウト子洞、10字桂ノ木、11字上琵琶首、12字下荒谷口、13字 荒谷口、14字作道、15字河原田、16字屋敷前、17字御殿屋敷、21字淵之平、22字壁谷 口、25字道場壁、26字下中川原、27字西松尾、28字西松尾口、29字皆川、30字松尾口、 31字大平、42字上中河原、43字堂平、44字右門殿平、45字落合、46字堂之向、47字十 八日、48字下島崎、49字上島崎、50字中島、51字衛門殿洞、52字春木場、53字西春木 場、72字木戸口、73字小山、74字杉之本、78字立岩、107字坪淵平、108字小中瀬、10 9字中瀬谷、110字魚止山、111字ウト子洞口、112字鬼洞、113字西谷、114字西松尾谷、 115字助十郎洞、137字青坂谷、142字日方、144字丸谷山、145字桐之木平、146字荒谷 峠、147字淵之上、148字一本木、149字壁谷山、150字道場壁山、151字大口谷、152字 炭山谷、153字松尾谷及び154字堂平山地内
- 2 使用の部分 福井県今立郡池田町松ケ谷22字後口山、23字田ノ上、24字地原及び74 字北原並びに小畑1字知原、5字岩立、6字大畑、7字堂ノ下、8字宮ノ谷、9字下

村、10字掛ケ坂、17字小綱谷口、26字的場、33字井ノ口、34字水口谷、59字白栗平、60字天八滝之谷、66字水口小綱谷及び67字北宮ノ谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事」(以下「本件事業」という。)は、一級河川九頭竜川水系部子川(以下単に「部子川」という。)右岸の福井県今立郡池田町小畑60字天八滝之谷地内及び左岸の同町小畑59字白栗平地内から一級河川九頭竜川水系水海川(以下単に「水海川」という。)右岸の同町水海210字桐ノ木地内及び左岸の同町水海218字西郷郎地内までの区域(以下「本件区域」という。)を全体計画区域とするダム及び導水施設建設工事並びにこれに伴う県道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、 起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本 件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川九頭竜川水系九頭竜川(以下単に「九頭竜川」という。)は、その源を福井県と岐阜県との県境の油坂峠に発し、真名川等の支川を合わせ、福井平野に出て福井市街地を貫流し、一級河川九頭竜川水系日野川(以下単に「日野川」という。)

と合流後、流れを北に変え日本海に注ぐ、幹川流路延長116km、流域面積2,930kmの河川である。また、九頭竜川の一次支川である日野川は、その源を福井県、岐阜県及び滋賀県の県境の三国岳に発して北流し、一級河川九頭竜川水系足羽川(以下単に「足羽川」という。)を合わせ、福井市街地を貫流し、福井県福井市黒丸町地先で九頭竜川と合流する幹川流路延長65.5km、流域面積1,276kmの河川であり、日野川の右支川である足羽川は、その源を福井県と岐阜県との県境の冠山に発し、池田町の中心部を経て、水海川及び部子川を合わせ、旧美山町の中心部を経て、福井市街地を貫流し、福井県福井市大瀬町地先で日野川に合流する幹川流路延長61.7km、流域面積416kmの河川である。さらに、足羽川の右支川である部子川は、その源を部子山に発し、一級河川九頭竜川水系小畑川、一級河川九頭竜川水系下荒谷川及び一級河川九頭竜川水系金見谷川(以下単に「金見谷川」という。)を合わせ、池田町松ケ谷地先で足羽川に合流する幹川流路延長9km、流域面積37kmの河川である。

九頭竜川水系の流域(以下「九頭竜川流域」という。)は、福井県及び岐阜県の 2県にまたがり、九頭竜川は福井県の県庁所在地で流域内人口の約4割が集中する 福井市が存する福井平野を抱えているなど、福井県の社会・経済・文化の基盤をな す重要な河川である。

しかし、九頭竜川流域は、古くから度々洪水に見舞われており、なかでも昭和34年9月の台風15号に伴う洪水では、死者・行方不明者34名、流失・損壊家屋101戸、床上・床下浸水家屋6,550戸の甚大な被害が発生しており、近年においても、平成16年7月の福井豪雨により、福井市内において堤防が決壊し、中心市街地で、死者・行方不明者5名、全壊流失・半壊家屋406戸、床上・床下浸水家屋13,635戸という甚大な被害が発生している。

このような状況に対処するため、九頭竜川水系の治水対策として、平成18年2月 に策定された九頭竜川水系河川整備基本方針において、年超過確率1/150規模の洪 水を対象に日野川の基準地点深谷における基本高水のピーク流量を5,400㎡/秒と 定め、本体事業を含む洪水調節施設により600㎡/秒を調節し、計画高水流量を4,8 00㎡/秒としており、また、足羽川の基準地点天神橋における基本高水のピーク流 量を2,600㎡/秒と定め、本体事業を含む洪水調節施設により800㎡/秒を調節し、 計画高水流量を1,800㎡/秒としている。さらに、基本方針に沿って平成19年2月 に策定された九頭竜川水系河川整備計画においては、戦後最大規模の洪水と同規模 の洪水に対応するため、日野川の基準地点深谷における目標流量を5,200㎡/秒と 定め、本体事業を含む洪水調節施設により900㎡/秒を調節し、計画高水流量を4,3 00㎡/秒としており、また、足羽川の基準地点天神橋における目標流量を2,400㎡ /秒と定め、そのうち足羽川ダムにより600ml/秒を調節し、河川改修と相まって 計画高水流量を1,800㎡/秒としている。本体事業は、基本方針及び整備計画に定 める洪水調節施設の一つとして、部子川に28,700,000㎡の容量を確保する足羽川ダ ムを建設するとともに、水海川から金見谷川に導水する施設を建設することとして いる。

本件事業の完成により、九頭竜川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備計画に定める戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応することが

可能となり、九頭竜川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が環境影響評価法(平成 9年法律第81号)等に基づき、平成25年2月に大気質、騒音、振動等について環境 影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定めら れた基準等を満足すると評価されており、建設機械の稼働に係る騒音については法 令により定められた基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により基準を 満足すると評価されている。また、工事の実施及び供用後における水環境について は、濁水の発生及び水温の変化が予測されるものの、沈砂池及び表層取水設備の設 置並びに導水施設を運用した水海川からの濁度の低い河川水による希釈の実施によ り環境への影響が低減されると評価されており、導水トンネル工事の実施及び供用 後における地下水については、地下水の水位低下及び表流水の減少が予測されるも のの、高透水ゾーンの透水性を低下させる工法の採用により環境への影響が低減さ れると評価されている。以上の評価結果を踏まえ、起業者は本件事業の施行に当た り、これらの措置を講ずることとしている。また、ダム及び導水施設の構造等の見 直し並びに上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和2年4月 に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、評価結果は変わら ないとされている。

さらに、上記の評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地にお いて、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然 記念物であるカモシカ、天然記念物であるイヌワシ等、絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物 種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているヤ ママメタニシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ等、絶滅危惧Ⅱ 類として掲載されているアジメドジョウ等、準絶滅危惧として掲載されているオオ ムラサキ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な 種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されてい るイイヌマムカゴ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ等、準絶滅危惧 として掲載されているヤマシャクヤク、イチョウウキゴケ等その他これらの分類に 該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本 件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が 広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により 影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、クマタカ については、生息環境の一部が改変されることから、工事実施時期の配慮等を実施 することとしている。アジメドジョウについては、水の濁りにより生息環境の一部 が改変されることから、専門家の指導助言を得ながら、濁水からの避難場所としてシェルターを設置することとしている。ミズマツバ、ヤマシャクヤク及びイチョウウキゴケについては、生育環境の一部が改変されることから、専門家の指導助言を得ながら、生育する箇所周辺の表土の撒きだしや移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、九頭竜川流域における洪水被害の軽減を目的として、部子川に堤高96m、総貯水容量28,700,000㎡の重力式コンクリートダムを建設するとともに、水海川から金見谷川に導水する延長約5kmの導水施設を建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本体事業のうちダムの建設位置については、申請案である下流案、中流案 及び上流案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、 水没戸数は同数であるものの、申請案は、堤頂長を最も短く、かつ堤体積を最も小 さくできること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び 経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本体事業のうち導水施設のルートについては、申請案である社会的影響を最も小さくする案、直線的に配置する案及び導水トンネルの延長を短くする案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、導水トンネルの延長が最も長くなるものの、取得必要面積が最も少ないこと、導水トンネルの断面積を最も小さくできることから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、九頭竜川流域では幾度も洪水被害が発生していることから、 九頭竜川流域の洪水被害の軽減のため、本件事業を早期に施行する必要があると認 められる。

また、福井市長を会長とする近畿直轄ダム事業等促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福井県今立郡池田町役場
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 福井県今立郡池田町千代谷1字深谷、2字深谷口、3字深谷奥、4字藤原、5字荒三郎、6字吉念洞、7字熨斗山口、8字熨斗山、9字天八、10字清水端、11字北開地、12字下荒谷口、13字猿渡、14字水無口、15字村下、16字村上、17字熊平、18字橋向、19字笹ケ瀬口、20字笹ケ瀬、21字上平、22字壁鼻、23字鳥越、24字鳥越平、25字流田口、26字流田、27字魚目洞、28字刈ケ谷口、29字刈ケ谷中、31字山茨菰谷、32字天下平、33字小部子口、39字スバリ、40字入谷口、41字入谷、48字コテ平口、49字コテ平、51字大谷、70字東深谷、71字藤原荒三郎、72字火坪熨斗山、73字滝ケ谷鳥越、74字吹ケ谷、75字流田刈ケ谷、77字荒谷山倉ケ谷、78字水無口平、79字村ノ下大本山、80字大本口、81字上平小部子口、83字槙ケ洞小部子口及び84字スバリイジ谷堂谷地内